

雲 仙 市

平成24年11月16日

報道関係者 様

諫早湾干拓事業の潮受け堤防の排水門の開門調査に係る環境評価書に対する農林水産大臣意見についての雲仙市長コメント

本日発表されました標記農林水産大臣意見に対する雲仙市長コメントを別紙のとおり発表いたします。

なお、本日発表された農林水産大臣意見についても添付させていただきます。

連絡先	雲仙市役所
担当課	農林水産課
担当者	氏名 秋山・松尾
住所	雲仙市吾妻町牛口 714
電話	代表(0957)38-3111 FAX(0957)38-3514

諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響 評価書に対する農林水産大臣意見についての雲仙市長コメント

去る11月4日、郡司農林水産大臣は、地元から9月10日に提出した意見書への回答のため来県され、その際、開門については、環境アセスで示した制限開門である「ケース3-2」で実施し、5年後には閉門すること、農業用水の代替水源として海水淡水化施設を整備すること、開門によって地元の不利益が生じた場合は国が補償すること、などの説明がありました。

私からは、次の意見を申し上げたところです。

1. 開門による影響は諫早湾に及ぶ可能性があることを前提として実施されようとしているが、橘湾への影響は考えていないのか。短期開門調査の時にも橘湾には影響があった。さらに、5年間にも及ぶ開門となれば、橘湾への影響を強く懸念する。
2. 代替水源の地下水案を検討するため国から出された調査ボーリング設置申請の不許可に対して国から雲仙市へ出された異議申立ては、取り下げる考えはないか。

国は、1については、アセスではケース3-2で開門した場合、橘湾へ影響があるとは考えていない。2についての回答はなされませんでした。

他にも地元関係者から多くの懸念が示されたのに対し、大臣からは「いただいた意見については、前向きにとらえたい」、「検討できるものは検討したい」との回答がなされました。

しかしながら、本日、地元の理解がまったく得られていない状況でアセスに対する大臣からの意見が出されたことは、開門に向けた手続きが一方的に強行されたものと受け止めますし、遺憾であります。

諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る 環境影響評価書に対する農林水産大臣意見

諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門については、平成22年12月の福岡高裁判決の確定により、国は、平成25年12月までに開門すべき義務を負っており、長崎県をはじめとする関係者の理解と協力のもと、開門を行っていく必要がある。

開門調査に係る環境影響評価については、諫早湾干拓事業により設置された潮受堤防の排水門の開門を実施した場合、どのような変化や影響が生じるかについて調査、予測及び評価を行い、その影響を回避・低減する措置について検討するものである。

開門により、調整池では淡水が海水と混合して塩水化し、諫早湾では潮流速の変化や、水質等の環境変化が予測される。一方で、このような変化により、有明海の生物や漁業生産がどの程度変化するのかを定量的かつ正確に予測することには限界があることから、開門の前後を通じて、潮位・潮流、水質、生物・生態系、漁業生産等の調査を行い、開門に伴う環境変化を分析・把握する必要がある。

また、開門により、周辺地域において防災、営農、漁業への影響が生じることから、開門に伴う被害が生じることのないよう、環境影響評価書に基づき、万全の事前対策を講ずる必要がある。

九州農政局がこれまで進めてきた開門調査に係る環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に準拠した「諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価の指針」（平成20年9月30日）及び「諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価方法書」（平成22年3月16日）に基づき、「諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価準備書」の公表（平成23年10月18日）、同準備書に対するパブリックコメント（平成23年10月31日～12月14日）及び関係4県知事の意見提出（平成24年1月12日～5月11日）、「諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価書」の公表（平成24年8月21日）等、書類の整備及び必要な手続きが適正に進められてきたものと認められる。

環境影響評価書のとりまとめに至る過程において、開門に対して、長崎県をはじめとする地元関係者から、防災上、営農上、漁業上の強い懸念が表明されているところである。開門を進めていくに当たり、地元関係者に不利益を強いることのないよう、万全の対策を講ずることにより、開門の影響を受ける地元関係者の不安や懸念に真摯に応えていく必要がある。

このような観点から、農林水産大臣として、地元からの意見・要望や本年9月25日に提出された環境大臣意見も踏まえて意見を述べるので、これを環境影響評価書に適切に反映されたい。

また、開門に当たっては、開門に必要となる調査、シミュレーション、対策及び管理体制のさらなる充実を図られたい。

第1 基本的な考え方

1 開門の方法

開門方法については、環境影響評価書で示したケース3-2（調整池水位を現状と同じ水位で管理する開門方法）以外の方法で開門した場合、防災上、営農上、漁業上の影響が大きいことから、ケース3-2で5年間開門することが適当と考える。

環境影響評価書では、ケース1（開門当初からの全開門）やケース2（段階的な全開門）の方法で開門した場合、諫早湾において、潮受堤防の締切前とは異なる、速い流れや海底の泥の巻き上げによる大きな濁り等が生じ、諫早湾内のアサリやスズキ等の漁船漁業、カキ養殖等に漁業被害が生じることが懸念される。また、防災上の観点からも、ケース1及びケース2の方法によることは適当でないと考えます。

ケース3-2の方法により開門する場合でも、諫早湾の湾奥部において、流れや濁り等に変化が生じ、諫早湾湾奥部のアサリ漁やカキ養殖等に影響を及ぼす可能性がある。このような影響を避けるため、慎重な開門操作を行うこととし、更に、漁業被害が生じることのないよう対策を講ずる必要がある。

2 開門に必要な対策

開門に必要な対策及び施設の操作・管理については、長崎県をはじめとする地元関係者の意見を聴き、更なるシミュレーションが必要な事項についてはその検討を行った上で対策等の内容を決定し、地元関係者の理解と協力を得つつ、実施することとする。

このため、現地事務所を設置し、開門に必要な対策及び施設の操作・管理を行う体制を整備するとともに、外部委託も活用し、24時間体制で排水門や既設堤防の排水樋門の操作、状況の常時監視等を行う体制を構築することとする。

開門に伴い、万が一、開門と直接的に因果関係のある被害が生じた場合には、被害に応じた補償を行うこととする。

環境影響評価書に係る技術的な事項については、長崎県をはじめとする地元関係者の意見や提案を反映して、更に対策を充実することとする。

3 開門に伴う環境変化を把握するための調査

生物・生態系に及ぼす要因は複雑であるため、その開門に伴う変化の予測には限界があるが、開門による変化を調査し、分析・把握することが必要であり、以下の事項について、環境影響評価書に追加的に記載すべきである。

(1) 調査計画・実施

開門の前後を通じて、調整池、諫早湾及び有明海において、

- ① 海域環境に関する情報を得るため、潮位・潮流(22地点)、水質(55地点)、底質(49地点)
- ② 生物・生態系に関する情報を得るため、動物・植物プランクトン(47地点)、底生生物(49地点)、魚卵・稚仔魚(41地点)、鳥類(4区域)
- ③ 漁業生産に関する情報を得るため、標本船調査(約200漁家)等を、関係県等の意見や専門家の助言・指導を踏まえながら、詳細に調査を行うこと。

また、調査結果から、調査項目の追加等が必要であると判断された場合は、専門家の意見を参考に、調査計画を変更するなどの対応に努めること。開門に伴う悪影響が生じることとならないよう、常時監視を行うための体制を作ること。

(2) 調査計画・結果の公表

- ① 開門期間中の調査について、専門家からの意見等を参照の上、調査計画を整理し公表すること。
- ② 毎年度、調査の結果を取りまとめ、分析し、開門により生じた有明海の環境の変化を把握するとともに、結果を公表すること。
- ③ 開門時の調査終了時に、その後に実施する調査の内容を公表すること。

(3) 調整池及び海域の流動・水質シミュレーションの更なる精度向上

調整池及び海域の流動・水質のシミュレーションモデルについては、専門家の助言・指導を得て、現地調査において得られたデータも踏まえ、再現性の検証等を行ってきたが、開門に伴う調整池、諫早湾及び有明海の環境変化を把握していくため、引き続き、最新の知見等の把握を行い、現地調査によるデータも用いて、更なる精度向上に努めること。

(4) 調査結果の分析

開門が諫早湾・有明海の環境に与える影響を把握するため、調整池・諫早湾・有明海及びその周辺約100箇所における開門前後の調査において、

- ① 海域環境については、潮位・潮流、水質、底質等の変化
 - ② 漁業生産については、漁場範囲、漁業種類別漁獲量、魚種別漁獲量、漁業種類別漁獲努力量及びCPUE（単位努力量当たり漁獲量）の変化
 - ③ 生物・生態系については、一般種や重要種の種数、個体数及び構成種や環境指標種の出現状況、それらの分布の傾向の変化
- といった開門による変化と、それ以外の要因（覆砂や海底耕耘等の水産振興対策、月の昇交点移動による潮汐への影響）による変化を、対照区の設定や要因分析等により区分して、追跡し分析すること。その際、専門家の助言も踏まえ、評価手法を確立すること。

開門に伴う環境変化を把握するための調査結果は、有明海・八代海等総合調査評価委員会に報告し、有明海の再生に向けた検討の材料に供していくこと。

(5) 予測結果と大きな相違が生じた場合の措置

環境影響評価書に記載された予測結果と調査の結果を比較して明らかな相違が確認された場合、原因を把握し必要な措置を講ずること。

第2 環境保全措置の考え方

1 防災に関する環境保全措置

地元関係者の防災に関する意見を踏まえ、以下の事項について、環境影響評価書に追加的に記載すべきである。

(1) 浸水・湛水被害の防止

ア 開門に伴い湛水が拡大しないよう、洪水時におけるゲートの開閉作業に時間を要することを考慮したシミュレーションの結果に基づき、地元関係者と協議し、既存排水施設の能力及び新規に設置する排水ポンプの規模を増強すること。また、排水樋門前面のミオ筋の浚渫等を行うこと。併せて、国の責任で洪水時の人員配置等の管理体制を整備すること。

イ 排水樋門・樋管及び排水機場の管理については、新たに設置する国の現地事務所が、24時間体制で責任を持って行うこと。現地事務所に

は、一定規模の職員を常駐させ、委託業者の指導を行うとともに、地元関係者と日常的に連絡・協議を行うこと。

調整池に近い位置にある16門の排水樋門については、常時閉門し、洪水時に国の職員等が開門すること。その他の排水樋門・樋管については、必要に応じて点検及び補修を行うこと。また、洪水時に迅速なゲート操作が必要な排水樋門・樋管については、自動化・電動化等の措置を講ずること。

ウ 流入河川の河口部及び排水樋門に堆積したガタ土の浚渫については、河川管理者等との協議の上、諫早湾干拓事業で施工実績のある軟弱地盤でも作業可能な泥上車や高濃度浚渫船等を用いて行うこと。この場合、施工時の検測による過掘の防止等の管理を徹底し、既設堤防や排水樋門に悪影響を与えないように実施すること。

(2) 背後地の既設堤防の安定性確保

ア 既設堤防の段差や目地の開きが生じている箇所への表面被覆については、既設堤防に沈下等の悪影響を及ぼさないよう、コンクリートではなく樹脂系の軽量な材料を用いた工法で行うこと。

イ 長崎県等既設堤防の施設管理者において、現状の既設堤防の安全性に問題があると把握している箇所がある場合には、その関係資料に基づき、安全性を検証し、その結果を踏まえ、開門に支障のないよう措置すること。

2 農業生産に関する環境保全措置

地元関係者の農業生産に関する意見を踏まえ、以下の事項について、環境影響評価書に追加的に記載すべきである。

(1) 農業用水の確保

ア 代替水源については、開門に合わせた水田や畑地への用水供給の考え方（施設計画、工期、供給時期）を示し、地元関係者の意見を聴き、水源案を決定すること。

イ 海水淡水化を採用する場合には、新干拓地とそれ以外の区域も含め、調整池周辺の6箇所に海水淡水化施設を設置し、最大時で日量約4万立方メートル程度の淡水化を行うこと。用水の需要に応じて水を貯留しておく必要があるところには、ため池を設置すること。

海水淡水化の処理過程で生じる高濃度の塩水については、調整池の

塩水で諫早湾の濃度と同程度まで希釈して調整池に排水すること。また、調整池の水に含まれる浮遊物質については、淡水化の前処理として濾過により十分に除去し、安定的な淡水化処理を行うこと。淡水化施設の保守点検については、日常点検及び定期点検を行い、フィルター等の目詰まりが生じないようにすること。フィルターは、定期的に交換すること。

ウ 代替水源については、潮受堤防排水門の閉門後も、調整池及び農業用水路の塩分濃度が利用可能な濃度に低下するまで、継続して利用できるようにすること。

エ 新干拓地の畑地かんがい用水については、今後の個々の農家の作付計画を踏まえた作付面積、現在の畑地かんがいの実態を考慮し、諫早湾干拓事業の計画で用いた1/10確率年の降水量等の諸元に基づき必要水量を確保すること。また、畑地への散水時間については、諫早湾干拓事業として計画した現況の散水時間と同様の時間により、用水の供給ができるようにすること。

オ 地下水取水を採用する場合には、周辺地域の地下水の低下や地盤沈下、他の水源への影響を確認する観点から、地元関係者に対して、地下水調査への協力を依頼すること。また、深井戸による取水を行う場合には、周辺地域の地盤沈下量測定を行い、地盤沈下の兆候がある場合には、取水を停止する等の必要な措置を講ずること。

(2) 塩害の防止

ア 塩害の防止対策については、標高が低く排水路に隣接する農地が、暗渠を通じて塩水の影響を受けることにより塩害発生の可能性が高まることから、これらの農地を対象として農地等の塩化物イオン濃度を監視し、常時排水ポンプにより排水路の水位を低く保つこと。また、干天により土壤中の塩化物イオン濃度が上昇した場合、自走式スプリンクラー、多孔ホースにより散水を行うこと。この散水に必要な用水については、営農用水の水源を確保する中で、十分な水量を確保すること。

調整池から排水路への塩水浸透が大きいと見込まれる箇所については、地下4 m程度まで鋼矢板を打設する等により塩水浸透を防止すること。

また、地元関係者から、それ以外の要望があれば、これに対処すること。

イ 環境影響評価書で予測を行った中央干拓地及び釜ノ鼻地区については、常時排水ポンプで水位を低く保つことを前提として深さ40cmまでの影響についてシミュレーションを追加し、水位を低く保つことによる土壌中の塩化物イオン濃度の変化を検証すること。検証の結果については、長崎県をはじめとする地元関係者に説明すること。

湯田川地区などの地盤が低く、堤防沿いの潮遊池や排水路に接する畑地については、関係農家の協力が得られれば、更にデータを取得した上で、シミュレーションを行うこと。その結果に基づき、必要に応じて塩害防止のための追加措置を講ずること。

ウ ハウスについては、標高が低く排水路に隣接し、暗渠を通じて塩水の影響を受ける可能性のあるものを対象として必要な措置を講ずること。この場合においては、関係農家の協力が得られれば、個々のハウスの状況を調査し、その結果を踏まえること。

中央干拓地及び小江干拓地のハウスについては、標高が高い位置にあることから、調整池からの塩水浸透による塩害は発生しないと考えられるが、定期的に塩化物イオン濃度の監視を行い、状況に応じて措置を講ずること。

エ 耕作が行われているほ場での調査に協力が得られれば、更に現地データを取得し、シミュレーションを行い、対策に反映すること。現地データの取得については、長崎県をはじめとする地元関係者に説明を行いながら進めること。シミュレーション手法としては、まずは一次元モデルの予測を行い、データの取得状況を踏まえ、二次元モデルでの予測を行い、対策の実施に反映させること。

(3) 潮風害の防止

ア 台風時以外に生じる潮風害については、飛来塩分を蓄積させる季節風が、5m/s以上の風速で4日間程度連続した場合に、葉面等に蓄積した塩分が許容量を超えて被害が発生する可能性がある。このため、風向・風速を常時監視し、塩分が蓄積しないよう、予防的・計画的に散水を行い、洗い落とすこと。

イ 長崎県が行った試験及び九州農政局が行っている畑作物の耐塩性に関する試験並びに季節毎の卓越風の風向及び風速による地域毎・作物毎の潮風害の発生する可能性の高さを考慮して、散水を行うこと。

ウ 潮風害に弱いとされる畑作物を主体に、散水の範囲、水量、方法（器具、ローテーション）、時期等について、地元関係者と協議し、国の責任で飛来塩分量の監視・散水体制を整備すること。散水に必要な水量は、営農用水と併せて確保すること。

エ 散水に必要な水量としては、十分な水量を見込んでいるが、仮にそれでも不足する事態や間に合わない状況が生じた場合は、給水車を出動する等により応急的な対処をすること。

オ 潮風害防止には万全を期するものの、万が一、開門と直接的な因果関係のある被害が生じた場合には、補償を行うこと。

3 漁業生産に関する環境保全措置

地元関係者からの漁業生産に関する意見を踏まえ、以下の事項について、環境影響評価書に追加的に記載すべきである。

(1) 漁業影響の防止

ア 潮受堤防排水門の操作については、濁りの発生を抑制するため、1回毎の海水導入・排水が、時間をかけて徐々に行われるよう、8門の排水門をゆるやかに操作すること。また、そのための監視を行うことについて、常時開門期間中も継続して行うこと。

イ 諫早湾干拓事業の工事の際に濁りの拡散防止に効果を発揮した汚濁防止膜を排水門の前面に設置すること。また、カキ筏等の周辺への汚濁防止膜の設置については、カキへの栄養塩類の供給が阻害されることがないように漁業者と協議して、設置方法や設置場所を検討すること。

ウ これらの対策の効果については、対策実施後の濁りの発生状況のシミュレーションを行い、その結果を、長崎県をはじめとする地元関係者に説明すること。

エ 排水時の水質（pH、水温、塩分、濁度、溶存酸素量、クロロフィル蛍光強度）を常時監視し、濁度に異常がある場合等においては、直ちに開門操作を中断すること。

オ 海域の監視計画、開門操作の中断・再開の条件を決定するに際しては、現状の濁りの状況、環境影響評価書の予測等を踏まえて設定し、地元関係者の意見や専門家の助言・指導を聞く場を設けること。

海域の監視については、現地事務所において責任を持って対処するとともに、監視活動に関する計画の内容については、地元関係者と日常的に協議を行いながら更なる充実を図ること。

(2) 漁場環境の維持・保全

ア 有明海の漁業振興を図るため、地元漁業者の意見や協力を得ながら、有明海特産魚介類の最適な生息環境の調査や増養殖技術の開発等の取組を進めるとともに、覆砂、海底耕耘等の対策の更なる充実を図ること。

イ 有明海再生関係事業とは別に、開門に伴う諫早湾の漁場環境の保全のため、地元漁業者の協力を得て、国の責任で漁場の監視を行うとともに、浮泥の堆積を抑制するためのアサリ漁場の耕耘や作漑、底質悪化を防止するための海底清掃等を行うこと。

赤潮の発生の可能性に関しては、開門後も現在と同程度発生するものと考えているが、クロロフィルa濃度を監視し、万が一、赤潮の増加が見込まれる際には、貧酸素対策として、地元漁業者との相談により、微細気泡や高濃度酸素水を海中供給する装置を稼働すること。

ウ 調整池内の淡水魚や斃死魚が諫早湾に流出することによる漁場への影響を防ぐため、地元漁業者の協力を得て、国の責任で、予防的な観点から開門前に淡水魚の捕獲を行うとともに、開門後に斃死魚の回収を行うこと。

エ このほか、地元の漁業者、関係者と協議し、開門のために必要な措置や、有明海の漁業振興に資すると考えられる対策の充実を図ること。

オ 開門に伴い、万が一、開門と直接的な因果関係のある被害が生じた場合には、補償を行うこと。

4 生物・生態系及び生活環境に関する配慮

環境大臣から提出された生物・生態系及び生活環境保全の観点からの意見を踏まえ、以下の事項について、環境影響評価書に追加的に記載すべきである。

(1) 調整池の環境負荷の改善

調整池内に流入する化学的酸素要求量等の負荷軽減に係る各種施策を、引き続き関係機関と協力・連携して実施すること。

(2) 鳥類の保全

ア 調整池内外に広く分布しているヨシ群落が、開門により消滅又は減少することが予測されているため、オオヨシキリ等の渡り鳥の生息地になっているヨシ群落をできる限り保全するよう、専門家からの意見を考慮しながら必要な措置を講ずること。

イ 諫早湾一帯は、日本において数少ないナベヅル、マナヅルの渡来地であり、干陸地においてもこれらの鳥類による利用が確認されているため、利用環境に変化が生じると予測される場合の水張り水田の設定については、専門家の意見を考慮しながら必要な措置を講ずること。

(3) 淡水性生物の保全及び悪臭防止

ア 調整池においては希少な魚介類の生息が確認されていることから、開門に当たっては、魚介類、底生生物等の淡水性生物の生息・成育環境の急速な変化を防ぐため、また、淡水性生物の周辺河川等への移動を促進するため、必要な措置を可能な限り講ずること。

イ 斃死した魚介類は、速やかに回収し、処分することで悪臭の発生防止に努めること。

5 対策工の実施における環境保全への配慮

環境大臣から提出された対策工の実施に際しての配慮事項に関する意見を踏まえ、以下の事項について、環境影響評価書に追加的に記載すべきである。

(1) 対策工に当たっては、事前に個々の工事の計画を公表するとともに、騒音、振動、排気ガス等による周辺環境への影響に配慮し、各種環境法令を遵守して適切に実施すること。

(2) 開門方法によって想定されている護床工の実施に当たっては、底泥拡散防止等の負荷軽減対策を徹底すること。